

# 御国益鉄座再興願一件

— ある寺領地士の行動の軌跡 —

藤 田 貞 一 郎

- I 史料と問題の所在
- II 中橋嘉平治と願一件
- III 鉄座主法書
- IV 余 論

## I 史料と問題の所在

国立国文学研究資料館に所蔵されている中橋家文書の中に、「御国益鉄座再興願」と題された史料がある。この願一件は弘化年間から文久年間にかけて展開された史実であるものごとく、一連の関連史料が、この期間の日附を附して、今に残されている。高野寺領の地士中橋嘉平治を主軸として推進された、この願一件は、江戸と大阪に鉄座を再興し、鉄市場における幕府の支配権を回復しようとする試みであった。

さて、天保の株仲間停止は、天保期の物価騰貴の張本人として株仲間を槍玉にあげたのだが、それが結果として、幕府としては予想外にも、大阪市場の幕藩制的流通機構の結節点としての地位を掘りくずすことになってしまった。

宝暦期から天明期の頃にかけて登場して来る藩国家の自立化現象、藩国の国産物自給自足政策を表現する「国益」思想の誕生を通して、幕府対諸藩の経済的対立は、益々激化しつつあった。天保の株仲間停止は、こうし

た動きに、さらに拍車をかけることになった。これまでは、諸国の諸産物はすべて大阪の間屋へ一旦は送り付けなければならぬという幕府のきまりがあったのだが、株仲間停止令はこのようなきまりを制度的に廃止した、という具合に理解するものが諸国に現われて来たからである。和歌山藩と高松藩が了解の上で画策された、高松藩領民太田弥藤次による天保十三年加太浦諸国産物交易会所一件は、そうした動きの一例であった<sup>1</sup>。ここに、幕藩制的市場構造における大阪の地位を回復させることが、幕府にとって喫緊の課題となって来る。嘉永の間屋組合再興は、この課題に対する、幕府側からする精一杯の解答でもあった。幕府が間屋組合再興に踏み切るに至ったには、従来あげられた理由の他に、上記の事情が当時考慮されたことは疑いない。今後、我々はこの視点を、もっと鮮明かつ意識的に取り扱うべきであろう。

ところで、間屋組合再興を行ったからとて、幕府は昔日の姿を取り戻せたわけではなかった。大阪市場を否定した上で、やはり藩間交易が行われるようになる<sup>2</sup>。こうした動きに対して、幕府側からは旧来の幕藩制的市場構造を回復・維持しようとの努力が当然のことながら重ねられる。嘉永の間屋組合再興以後、幕府と諸藩間における市場構造のあり方をめぐっての相剋はさらに熾烈を極めて行こうとする。幕府の主導権の下での従来の幕藩制的市場構造を維持しつづけるか、はたまた、幕府の主導権を否定した上で、新たな藩際市場構造を創出するか、この二つの動きが、激しくぶつかり合って、全く混沌とした状況が生まれている。これが、間屋組合再興以後の市場構造の実態であった。ところが、ここに予想外の、新しい外的要因が加わることになる。ペルリ来航に伴う開国、疑似世界帝国として

- 
- 1 拙稿「幕藩制的市場構造の崩壊—天保十三年加太浦諸国産物交易会所一件—」『和歌山県史研究』（和歌山県史編さん委員会）第3号、1975年。
  - 2 この点は、田中彰『明治維新政治史研究』歴史学研究叢書VI、青木書店、74ページと254ページを参照。

の幕藩制の解体、欧米先進資本主義諸国との貿易関係の成立、世界市場への加入が、それである。こうして、外生的な動きであった世界市場の趨勢に押されて、内生的な動きであった新たな藩際市場創出の胎動は、みどり子としてその全身を世にあらわすこともなく、息を止めてしまう。

中橋嘉平治による御国益鉄座再興願一件は、こうした嘉永の間屋組合再興以後の混沌とした状況下において、幕藩制的市場構造を回復させ維持しようとする、幕府側からする努力の一例である。

## II 中橋嘉平治と願一件

中橋嘉平治は、「紀州伊都郡高野山学侶方寺領内慈尊院御政支配家録高拾石井屋敷地山藪等永代諸役免許之地土」であった（巳五月廿二日〔安政四年〕「乍恐奉願上口書覚」）。

高野寺領の地土である中橋嘉平治が、御国益鉄座再興願一件に、努力を傾けるにいたるきっかけは如何なるものであったか。

時日を確定することは今のところ出来ないが、ほぼ弘化二(1845)年に発端はあるらしい。この頃、嘉平治は高野山の用向があつて出府し、江戸は赤坂に逗留していた。この時、四ツ谷在柴田能登守用役柴田淳平と入魂の仲となった。この淳平が言うには、主人筋柴田能登守の知行所三州額田郡山中郷本宿村陣屋支配富田群蔵とその分家貞助兩人が、旧家松井庄兵衛名跡の相続人を求めている。ついては、現在、富田兩人が引請けている松井名跡を嘉平治の弟に相続させないかと話をもちこんだ。そこで、用向を終えた嘉平治は淳平の添状をもって、帰途、三州の富田両家に立寄り熟談の上、内約を結び帰国した。その後、更に話は進められ、弘化三年三月に、中橋嘉平治と富田両家の間に約定書も取り替わされた。

その時の「為取替書之事」を次に採録しておこう。

## 為取替書之事

其御国山中郷之内古代花井利兵衛と申郷土之家有之、或時蒙  
 上意松井と改姓之由、彼家鉄座 御免許  
 御書拝戴而持傳へ御由緒柄之趣等先年御演話ニ付承居候所、此度拝見仕并  
 家記類共見受候事ニ御座候。然ニ右松井之家世々相衰相續之当人達諸所浪  
 住、終に文政年中当主松井庄兵衛殿末期ニいたり貴家旧縁依有之  
 御書を始家記類一圓貴殿方へ被相預、猶跡式相續人相定度存念迄も万端遺  
 言頼置被相果候由、依而者彼ノ家取り立相續之儀段々御配心之折節ニ在之  
 候處、野夫夷弟幼名常三郎字篤助与申者若年の時、為稼之江戸表へ罷越、  
 芝貳本榎町内ニ而篤助与申而家地面とも所持致住居候。然ニ昨巳年大火之  
 節、家財不殘焼き失ひ必至と難渋ニ付、野夫方へ立戻り居候様子及御聞候  
 由ニ而、此度幸ひ松井之家跡目相續人と被成度御懇望之趣承知仕候。尤一  
 人之夷弟義故、近年來相應ニ仕向ケ遣し置候所、火災ニ罹り只今之姿実ニ  
 聊之貯へも無之、且此上野夫ろ出金手入いたし遣候儀も届き兼候段分而申  
 入候所、能く弁別被成候由、将亦松井之家も絶へ株同様極窮迫之場彼是共  
 承察之上、弥弟義同家の跡目相續為致候筈御互ニ約定相整申候条実正也。  
 然上者追々丹誠如何様にも相稼き、何卒往々御由緒之廉相立候様重々弟共  
 江申聞候。猶以前ニ不相變貴家ろも御積ニ御心入御世話可被成遣由、於野  
 夫も及丈ケ心入可仕候。依而為後證為取替如件。

紀州伊都郡慈尊院村

中橋嘉平治 印

弘化三年年三月

富田郡蔵殿

富田貞助殿

この頃、嘉平治の弟芝田屋篤助は、弘化二年春の大火で家財道具一切を  
 失い、三十年余りも住みなれた芝貳本榎高野山学侶方在番屋敷の地を後に

慈尊院村に帰国滞在中であった。が、上記のように話がまとまった結果、嘉平治の意を受けて、嘉永二(1849)年春、篤助は三州へ趣き、相統の上松井昌兵衛是愛と改名することとなった。この松井の家は、永禄八(1565)年、徳川家康より鉄座免許の黒印を頂戴したと伝えられる家であった。この由緒に基づいて、御国益鉄座再興一件はくりひろげられることになる。

昌兵衛は、すでに前年嘉永元年より取掛っていた再興願運動を推し進めるべく、三州の人別寺送りも持参して江戸に出、再び貳本榎町内に住み込んだ。ただし、町内へはこの度の件は秘密として口外せず、嘉永三年には密にその筋へ鉄座主法書を提出すると同時に、家康よりの御判物の虚実について伺いを立てた。翌嘉永四年、この件は勘定奉行松平河内守の耳に入った。そこで、松平河内守は同役の石河土佐守と相談の上、阿部伊勢守へ指示を乞うべく伺い書を出した。これに対して、阿部伊勢守は嘉永五年十二月廿八日の付け紙で、処置の仕方を示した。この点は御祐筆組頭荒井甚之進が書き留めた。この件について、石川土佐守は川路左衛門尉とも十分話し合った上、鉄座主法書は若年寄大岡主膳正、遠藤但馬守その他に廻覧された。以上の手続を踏んだ上、万事井上河内守が掛りとなって、嘉永六年二月三日、役宅で組頭大森善次郎、勘定御伺方上野芳之助兩人へ差図が下され、鉄座主法書について詳しい検討が兩人によって加えられる運びとなった。一方、書物御奉行武島安右衛門の手によって、鉄座免許の御判物は、嘉永六年六月、紅葉山の御宝庫に現存することが判明した。このことが内密に伝えられる一方、鉄座主法書について、いろいろと質問が中橋家に下された。そこで、嘉平治は、安政元(1854)年大阪表へ出かけ、関係筋へ話をつけて、翌安政二年三月、江戸に戻って来た。この頃、大森善次郎は御用につき上京したので、岡田利喜次、ついで中村為弥がこれに代った。この他、宮田菅太郎も、京・大阪方面へ出張中、大阪の鉄市場について調査を行った。こうして安政二年中には、正式に出願の手続をとらせ、これ

に対して幕府より許可を出すという運びになろうという内示も、嘉平治に伝えられた。ところが、幕吏の転役ならびに異国船筋による用務繁多のため、一向に話は前に進まなくなり、五年余りを嘉平治は空しく過ごすこととなった（巳五月廿二日〔安政四年〕「乍恐奉願上口書覚」、安政四年十一月十七日「相渡申一札之事」、申七月〔万延元年〕「内事添書上」、申年〔万延元年〕「乍恐以書附奉申上候」、年末詳「松井家由緒書」、年末詳「無題」）。

こうしたことで挫ける中橋嘉平治ではなかった。さらに運の悪いことには、安政六年冬には、弟の昌兵衛がはからずも大病となり大願成就を目にすることなくむなしく死んだ。この昌兵衛は実子がなかったため、安政四年に、池田文三郎という男をすでに養子として契約していた。文三郎は生国勢州松坂湊町文左衛門という者の枠で、幼年より芝ロ一丁目松坂屋八郎呉服店で二十七年間つとめ嘉永元年正月に一旦暇をとり国元へ帰り、嘉永五年再び江戸へ出て山城町に住み、もとの主家筋から呉服物を借り受け、御屋敷方へ「納売」を家業とし、当時は三十間堀七町目に住んでいた。嘉平治は、安政七年正月十三日、早速、昌兵衛の跡を継がせて、松井文三郎と名乗らせ、御国益鉄座再興願の計画をあくまで推進するのであった（申年〔万延元年〕「乍恐以書附奉申上候」、安政七年正月十三日「無題」）。

こうした嘉平治の運動には、莫大の費用が必要であった。このため、家宝菊作太刀を、江戸金吹丁中田屋留次郎へ預け、貳百六拾両を借用してさえている（巳五月廿二日〔安政四年〕「乍恐奉願上口書覚」）。

このような中橋嘉平治の行動については、領主高野山も十分知悉するところであった。安政六年九月に嘉平治は寺社奉行所を通して勘定奉行所に御国益鉄座再興願を出す計画をしており、このための添書を高野山の御年預代に願い出ている（末年九月〔安政六年〕「乍恐奉願口上」）。

これ以前の安政四年には、家宝の菊作太刀が薩摩の島津家に思いがけな

い値で買い上げられる話が降って湧き、このため質から受け出すための資金を一時、高野山から借りることを計画し、鉄座再興の事情を述べて、定光院と高室院それに御側中に配慮の段を願い出ている（巳五月廿二日〔安政四年〕「乍恐奉願上口書覚」）。

また文久元(1861)年四月にも、清浄心院と大乘院の御役僧に江戸より上方までの旅費十三兩の借用を、御在番御年預において許されることを願っている（酉年〔文久元年〕四月「乍恐奉願口上」）。

こうして、まことに粘り強い運動を続けた嘉平治であったが、この文久年間の史料を最後として、中橋家文書中の願一件史料は終りを告げている。そのあとは、今はもはや杳としてわからない。

### Ⅲ 鉄座主法書

この嘉平治が中軸となって認めたのが、以下に掲げる二通の鉄座主法書である。前章で触れたように嘉永三年にも鉄座主法書を認めているのであるが、この現物は残存していない。何はともあれ、二通の史料を次に紹介しておこう。

#### 鉄座主法書史料 (一)

##### 主法書（表紙の表題……藤田注）

##### 主法覚

鐵鋼鉄産出之國々者伯耆・因幡・備中・備後・安藝・石見・出雲・美作・播磨・長門・但馬・陸奥拾貳ヶ國之中、播磨者国内にて釘に打立、長門・但馬ハ近來産出薄く相成、其余九ヶ國に御坐候。

一安永之度銀座加役にて鉄座・眞鍮座被仰付、御役所御取建被成下候得共、主法不亘天明の末にいたり座方休業之儀奉願候。已來鉄類追々高直に相成候譯合之儀者、座方無之候故鉄山江仕込金難行届自然与出鉄減少の上直段而已相進、加之鉄渡世之奸商共手許にてメ買等の悪弊不少、取引向

き貪利を争ひ万端猥成行品物拂底、山稼の者共も甚困窮指及候所歎數次第奉存候。就中、夷狄船來泊の頃より(噸のつもりか)ハ大鑄段・小銃新規御鑄立軍艦御出來等総而御軍政向に付而ハ鉄類多端之御入箇御差湊ひ、於諸國鉄類用持等にて直段而已未曾有の及高價案外之儀御坐候。夫に付鉄座 御再興被為 仰付候得者、手堅く永續の主旨相立諸國出鉄之山本江仕込金取計方之儀大坂銀方の者共江兼而示談申盡追々出鉄増殖候得者、山々稼穡之者共へ御救ハ勿論、第一御用便亘、御國用潤澤、士農工商共平等之利潤御徳化に可奉浴難有仕合奉存候。

一江戸大坂兩所江鉄座御取建相成、国々より出候鍍・鋼・銃荷物兩座方之内江為積廻仕切代金於座方御渡に相成、其筋商人者勿論望之者共於同所買下候様被 仰渡候事

件之通候得共諸侯方御手前御遣ひ料并産出之國々にて農具・釘・鉄物打立候分或ハ座方より仕入難行届山々おゐてハ是迄之通勝手次第致取引候儀無差支被 仰付度奉存候事。

一於座方仕切直段之儀諸國の相場釣合を以相極、外々取引直段よりも猶山本の扶助相成候様御仁恵之直段を以仕切遣し候得者、御取締等不被 仰付方却而御繁栄可相成敷与愚慮仕候事。

但荷主より御冥加上納或ハ蔵敷口銭等出銀之類一切有之間敷事。

一於座方金銀受拂其外萬端役所向御取締之儀ハ御役方御出役被 仰付候様奉願候事。

一御軍政御用之鉄類始総而御用向之鉄・鋼・銃・眞鍮に至迄御差支無之様座方より上納可仕候事。

一鑄錢筋に付御用弁之儀も被為在御主法被 仰付候得者、如何躰にも御用便相成候様大坂銀方共熟談之上眞鍮・鉄・銃等夫々御下知之通相畏御用便相働御差支無之様精勤可仕事。

一御用之鍍類上納に付御手当御下金等之儀者、如何様与も座方立行候様御



差圖奉願候事。

一本願にも粗歎訴奉申上候通、鑢・銅与も萬物に勝れ、銅者器物延板の類を以主用与し、鉄・銃におゐて者特に御鎮護の御武器を始、農具・家作・船造等萬民日用無量御鎮國第一品柄御坐候処銅座御取立御坐候得共、鉄座之儀者斯く中絶仕候付、諸國出鉄減少之上、積弊も不寡乍恐前段御趣意被為在候御儀に付、何卒御別格之御旨趣を以御府内并於大坂鉄座・眞鍮座御再興被為 仰付候ハハ、御國益廣大に而諸山稼穡方之手行万端亘於座方も国々廻着之鉄類品位勝劣撰分山々箇数の多寡製方之眞偽等逐條見究、都合亘乍恐御軍政御備之御一慮にも可相成哉に奉存候。偏に御慈愍之御沙汰を以願意 御許容被為 仰付候様御下知之程乍恐多奉願上候、以上。

午年十一月

鉄座主法書史料 (二)

御國益鉄座再興願 扣へ

乍恐以書附奉願上候

三十間堀七町目家主文三郎奉申上候。私養父昌兵衛と申者往古先祖之代ハ三州幡豆郡饗場村郷土ニ而、鉄坐御由緒之家柄ニ御坐候処旧代ノ相埋甚歎ケハ敷何卒江戸・大坂於兩地鉄坐之儀御取立被為下置候様奉願上度、世々もの共積念申貽候付、養父昌兵衛先年より相懸り別紙ニ認候通主法書取綴可奉願上心組ニ而苦勞仕候内、追々老衰之上大病相煩所詮難及旨私共へ申託置相果候次第難默止誠ニ以奉恐入事柄ニハ御坐候得共右養父之遺念を繼此度私ノ奉歎願申上候前条、御出格之御慈悲を以別冊御明覽被成下置、一ト通り御取調之御沙汰奉戴候ハハ、無此上難有仕合奉存候。尤先代發念之節、江戸・大坂共其向々へ遂示談置候へ共程立候事故、猶亦去ル寅年已來養父昌兵衛之實兄中橋嘉平治と申もの請持夫々示談申合凡拾五人程も身元髓成もの納得為仕置候付、万一御取調にも相成候得者、右名前之者早々

出府為仕聊御差支仕間敷候間、何分格別御仁恵を以右願之趣御聞濟被成下置候様只管御憐愍御沙汰之程奉願上候、以上。

三十間堀七丁目家主

願人 文三郎 印

差添五人組

申六月

卯兵衛 印

名主 村田佐兵衛 印

南 御奉行所様

乍恐添願奉申上候

一本文奉願候願意之儀ハ是迄江戸・大坂共其外懸ケ合方別而御役家様方へ願上候趣意柄等ハ私養父昌兵衛之實兄紀州伊都郡高野山領慈尊院村旧来之郷土中橋嘉平治与申者有之、右ハ私共同意願殊ニ親族之間柄ニ御坐候故、初發ル取計逐一承知仕居候処、素々御当地之産ニ無之諸事不都束之儀ハ奉恐入候得共、当時所用之儀御坐候而牛込若宮前一色九左衛門様用役大井庄蔵所縁を以同人宅ニ逗留仕候事故、此者一ト通御糺被成下候得者元來之事柄巨細相弁江罷有候儀ニ付可相成御儀ニ御坐候へハ、私罷出右嘉平次同道參上仕度此段御免被下置候ハハ、別而難有仕合奉存候。右之趣何卒御聞届之程訳而宜奉願上候、以上。

願人 文三郎 印

申六月

南 御奉行所様

右之通二通奉願上候処（別本には「主法書一冊添」の文言あり……藤田注）  
御取留被下候事ニ御坐候

別冊

鉄座主法書左ニ

一鉄・鋼・銃産出之國々ハ伯耆・因幡・備中・備後・安藝・石見・出雲・

美作・播磨・長門・但馬・陸奥右十二ヶ國之内、播磨ハ國內ニ而多分釘ニ打立、長門・但馬ハ近來産出薄く、其余九ヶ國ニ御坐候。

一鉄類直段之儀去ル丑年以來高價打續乍常價の一倍にも相成申候。但シ天明四辰年ノ文政五午年迄者上鉄拾貫目ニ付代銀三拾八九匁ノ四拾七八匁を限りに候処、追々直段相進文政六未年ノ天保十二丑年秋迄ハ五六拾目尚同冬ノ寅卯年迄七八拾目弘化元辰年ノ九拾目余ニいたり未曾有之高價、今ニ減價の場合ニ不至、右ハ天保七同八酉年米價貴く山方差支ヘ鉄山師共渡世難渋過半休山ニ及候得共天保十一子年迄ハ前々製作之品潤澤有之候付、際立候程者高價ニ不至、持合候処、同年秋ノ翌丑年ニいたり大拂底ニ相成諸國同様糶賣与相成、遂ニ高價ニいたり候儀、乍然是ハ一時の勢ひにて、追々年並無事ニ相成候得者、以前ニ復シ候筈之処却而高價ニ相進候。右ハ山方流水不弁理、且炭薪高直人夫其外共費用多く自ら鉄砂稼方も薄く相成候杯區々申候得共、天明度ノ年次の間に者凶作旱霖種々の事可有之、然共当時の如く高價之儀更ニ無之、畢竟ハ一旦拂底之頃ノ糶買にて山元ニ品物多く（「御国益鉄座再興願」の一本中鉄座主法書の第二項但シ書……藤田注）但シ安永九年銀坐御加役与而於大坂表鉄坐御開行之砌ハ、御主法振鉄鋼銃筒数を御改口銀納りの廉而已肝要与し、賣買方品物高下の儀ハ惣而問屋仲買江為御任与相成候故、商人共私曲相募諸家様御手産并鉄山等の出荷物捌方ニ付差支候儀出來、既ニ雲州様御領内ノ出訴有之候趣承及候。尤、其後天明度ニいたり鉄坐御差止と相成候。尤……（以下はほぼ同文）貯ヘ居候者ハ過当の利益を得候弊風ニ相馴、且鉄山の職人共ハ召抱の口々多きニ付、諸所江渡り歩行、能き賃錢を受取候故、稼方怠慢ニ成行候を制止候もの無之、何方ニ而も眼前の利益ニ而已拘泥し元付の高價に不相構、只管高直の方ヘ賣出しを専一ニ仕候故、自然与高直ニ推移候儀と勘察仕候。依而向後之処過当之價無之様鉄類之御座方御取建ニ相成候ハハ御取締も御宜可有御坐哉ニ奉存候。

- 一今般申上候御主法之儀ハ為聊共不益之廉者相省、過不及無之、品潤澤ニ仕諸家様山元与も出產品御座方ニおゐて受拂仕切金全ク御座方ニ御手堅ク御渡ニ相成候ハ、諸家様ニも追々御弁理宜御見留ニ相成可申、何分萬民平等之利潤を庶幾御事ニ御坐候。
- 一江戸大坂兩所江鉄類御座方御取建ニ相成、國々産出之鉄鋼銃等荷物兩地御座方江為積廻、品もの相当價を以仕切代金於御座方ニ御渡ニ相成、今般其筋御鑑札御下ケ有之、株々の者共御座方ニおゐて買下ケ為致候様被仰出度候事。
- 一諸家様方御領國出產品御手元ニ而御遣ひ料亦ハ國內農業之道具諸鉄物其國限りに賣買之儀勝手ニいたし、其外國産与号し他国江賣出候儀ハ堅く御停止、其餘之分ハ都而御座方ヘ為積廻候様仕度候事。
- 一御座方御改濟年月差札無之荷物賣買堅く御停止、且産國之道筋津々浦々隠し賣無之様被仰出度候事。
- 一諸家様御手前御遣ひ料并ニ自國限り賣買仕候分箇数、年々兩度ツツ山元ニ御座方ヘ書上届為致度候事。
- 一兩地御座方御取締之儀ハ御役人様御出役諸事御見改可被下候事。
- 一同所頭取役之者其筋鍛鍊正実之者江被仰付、此者諸事之差圖召抱人末々迄進退取締為致度候事
- 一荷物仕切用途金之儀御金御出方ニ相成候敷亦者町人共江被仰付ニ相成候与も、時宜ニ随ひ如何様与も融通可相成儀ニ奉存候。
- 附り御座方御取建御普請以下諸入用同断之事。
- 一山方困窮ニ而難立行候ハハ願出候様被仰渡、始末相糺、実ニ以無據分ハ無利足年賦返納ニ而前金御貸渡、休山不致様ニ取計申度候事。但シ如右申上候得共御坐方相立候上兩三年篤と御見当之後取計可然敷、尤貸し方手入之儀ハ追而大坂御座方ニおゐて兎も角取計方可相成哉ニも奉存候。
- 一山方荷主共ニ御冥加口銀或ハ藏敷口錢杯と号し一切出銀為致候類無御坐

候事。

一大坂御拂下ケ直段之儀者仕切直段へ五歩方相加江此五歩方之増出を以御座方諸入用雜費相賄ひ、有余之分ハ上納ニ仕候与も亦ハ仕切金御手当として御座方ニおゐて積金ニ仕候敷、其時宜ニ随ひ可被仰付候事。

附り仕切金町人共江融通被仰付候得者右五歩方の内ノ利足金可被下候事。

一御座方ノ買下仕候商人共自前ノ手數を越し候賣買ニ候共運送賃銀之外御座方買下ケの直段へ老割かけノ高く不致様与末ニ迄被仰出度候事。

但シ此儀も御座方相立兩三年御試之上被仰出候方可然哉ニ奉存候事。

一御拂下ケ御代金之儀ハ何十日目御定之期限御掛ケ屋之方江可相納候事。

一江戸御拂下ケ直段之儀ハ大坂御座方ノ相廻り候荷物難破船之御手当与して、貳歩方御積立ニ相成、定例五歩方共都合七歩仕切直段江相加へ大坂金相場違差引、運送賃銀差加へ買下ケ為致、其余ハ大坂同様之事。

附り廻船無難ニ候得者翌年貳歩之御積立可相省、尤少難船之年柄者右御積立之内に而相賄ひ引去り余銀ハ翌年買下ケ方へ割付下直ニ買下ケさせ、若シ大難船有之時にいたりて兼而の御積立ニ而引足り兼候得者、是又割付直増しニ取計買下ケさせ候様仕度候事。

一鉄御座方の支配にて古き鉄類御取扱所御定被為仰付可被下事。

一在來兩地鉄問屋家業相續相立候様為致度奉存候間、今般御鑑札御下ケニ相成永年相續之株に被仰付可被下候事。

附り仲買人も相撰、尤鉄類新古共右同様御鑑札永續株に被 仰付可被下候事。

一御軍政御用之鉄類を始、都而御用向之鉄・鋼・銃・眞鍮ニ至ル迄御差支無之様御座方ノ上納可仕候事。

附り御用之鉄類を始、上納ニ付御手当御下ケ金等之儀者如何様共座方立行候様御差圖可被成下候事。

一諸國鉄山師之内身元之者三五人惣取締方被為仰付可被下候事。

一前段御鑑札之永年株に相成候与も私ニ馴合差支之儀等有之候砌ハ其株御差替可被仰付之事。

一今般願上候趣御取用被為下置御場合ニも臨候節者御中ぬきニ而速に御触達被成下度、左候得ハ肝要御用弁ニ可相立身柄之町人撰ミ立十分御請書等差上行キ届可申儀と奉存候。

年分諸國ノ御座方へ積廻し來り候鉄類者大綱左之通。

一鉄類拾六萬箇 但シ一箇拾三貫五百目入、拾貫目ニ付凡代銀七拾五匁替ニ見積。

右代銀壹万六千貳百貫目也。

為金貳拾六万九千九百九拾九兩三步余。

此五歩方益金壹万三千四百九拾九兩余。

内金三千四百貳拾兩 是ハ兩御座方仕切手当金五万七千兩年中六朱之利足用ニ手当。但シ十六萬箇之鉄荷四ヶ一朽荷と見積。

同 四千兩 是ハ荷物差札拵弁ニ水上蔵入諸入用召抱人給分或ハ修覆其外筆紙墨諸雜費等。

メ七千四百貳拾兩

引残り金六千七拾九兩余 御益金。

右者御上納或ハ仕切金之手当御座方ニおゐて御積金とて御貸附之類も可然候歟、何分時宜ニ随ひ宜可被仰付候事。

外ニ千兩余 難破船之手当用

前条之通御座方御取建ニ相成諸國ノ入津之荷数錠と見積候得者兩三年之内者年分拾六萬箇前後ニ可有之、追々御主法能く相届山方帰伏仕候ハハ荷数も相増可申候、尤初發ノ厳格ニハ難取計、其訳ハ從來高利ニ相泥ミ有之事故、御主法世布不致内者噉々可申候間、穩淳ニ取計段々至当之價ニ推移候

様仕度，猶微細＝認上候而者繁重恐入節略仕候。何卒御取調被下候得ハ明白＝相成別而難在仕合奉存上候，以上。

史料(一)は安政五年十一月のものであり，史料(二)は万延元年六月のものである。この史料においてまず興味あるのは次の点である。幕藩制社会における市場構造のあり方をめぐっての幕府と諸藩間の相剋という点に関心を寄せる立場からする限り，指摘されるべきは次の文言である。

史料(一)中の「江戸大坂両所江鉄座御取建相成，国々より出候鑛・鋼・鉄荷物両座方之内江為積廻仕切代金於座方御渡に相成，其筋商人者勿論望之者共於同所買下候様被 仰渡候事」

史料(二)中の「諸家様方御領国出産品御手元＝而御遣ひ料亦ハ国内農業之道具諸鉄物其国限りに売買之儀勝手＝いたし，其外国産与号し他国江売出候儀ハ堅ク御停止，其余之分ハ都而御座方へ為積廻候様仕度候事」

以上の文言に集約されているように，中橋嘉平治による御国益鉄座再興願の特徴は，江戸・大阪を中心として幕府の主導権のもとで，諸国の国産会所政策を排して，鉄の流通機構を編成しようというところにある。それと今ひとつ，大阪のみならず江戸にも鉄座を設ける計画があることに注目しなければならない。というのは，幕府による安永・天明年間の鉄座は，大阪にのみ設けられているからである。<sup>3</sup> 武井博明の研究によれば，化政・天保期に従来の生産地→大阪→諸国という流通構造が解体し，あらたに生産地と諸国の間に大阪を排除した取引関係が形成されて来るといふ。そして，明治前半期までその存続が確認される流通圏は山陰一北国筋，広島・下関一九州，岡山・玉島・尾道一四国，大阪一中央地域，(大阪一)江戸一関東・東北という五つの流通圏であるとする。<sup>4</sup> そのことを考慮に入れるならば，嘉平治の主法書は，安永・天明期とは異なる客観的条件の中で，幕

3 武井博明『近世製鉄史論』三一書房，1972年，201ページから236ページ。

4 武井，前掲書，250ページから259ページ。294ページから297ページ。

府の市場支配権を回復しようとする、主観的ではあったにせよ、かなり現実に即応した試みであったといえよう。

#### IV 余 論

中橋嘉平治は別当職掌は悴勤之丞に代勤させ、さらには家督も譲って、江戸と大阪をかけめぐって、御国益鉄座再興願一件を成就させようとした。しかし、遂にその望みは叶えられなかった。その所以の詮策もさることながら、この願一件は、私に二つの興味ある事実を教えてくれているようである。そのひとつは、幕府には、常にこうした大阪あるいは江戸といった中央都市を中心にした商品流通機構を設定・維持したいという姿勢がみられるということと、いまひとつは、寺社奉行支配下の高野寺領地士は、領国支配体制のみられる諸藩の領民とはかなり異なる行動と思想を示す、すなわち、幕府直轄領の領民とほぼ等しいという点である。

(注) 本稿は和歌山県史編纂作業の一環から生れたものである。史料の利用を許された国立国文学研究資料館に深甚の謝意を表したい。

(1975年12月23日)